

日本との比較で学ぶ台湾入門（9）

女性の政治参画とジェンダーギャップ¹

台湾・東海大学政治学系教授 陳 建仁
大阪大学大学院法学研究科教授 北村 亘

はじめに：日本と台湾の夫妻の姓

陳：突然ですが、北村先生の奥様の苗字は何ですか。

北村：え？私と同じ「北村」です。

陳：日本では、あえて女性配偶者の姓を尋ねることはないですね。

北村：はい、たしかに、これまでは間違いなくそうだったと思います。内閣府の調査によると、結婚して姓を変える人は女性が圧倒的に多く、全体の約95%を占めます（2023年調査）¹。調べてみると、やはり女性が男性の姓に変えていることが多く、常識化していたんだと改めて感じました。

陳：やはりそうですね。それは日本社会だけの「常識」かもしれません。台湾はすでに夫婦別姓になりました。たとえば、私の妻の姓は、結婚前のままのもので、私の姓である陳ではありません。そして、私の母親も父親とは異なる姓です。

まあ、かつて台湾は「冠夫姓」という制度がありましたけど、いまはまったく使っていません²。ちなみに、今日の台湾においては、結婚した女性に対して、「太太」（Mrs.）ではなく、「小姐」（Miss）あるいは「女士」（Ms.）の敬称で呼ぶほうが多いです。前者は夫の姓で、後二者は女性の自分の姓で呼ばれることになります。現任台湾総統の頼

清徳の配偶者としてのファーストレディも、他人から「頼太太（Mrs. Lai）」ではなく「呉小姐（Miss Wu）」と呼ばれたいと言っています³。

したがって、私がずっと疑問に思っているのは、「なぜ日本社会はそこまで夫婦同姓にこだわっているのか」ということです。夫婦の姓は政治的な大きな対立の火種のひとつになっていますよね。結婚のたびに女性が姓を変えないといけないという仕組みは、かなり面倒ではありませんか。私なら面倒だなと思ってしまいます。たとえば、女性はパスポートや運転免許証、保険、預金通帳などの公的書類などについても結婚後に変更手続きをしなければならないですね。また、我々の業界であれば、結婚前に書いた論文の著者と結婚後に書いた論文の著者が同一人物と認識されないこともあるんじゃないですか。それは女性にとって不利だと思います。それに同窓会で、結婚後の姓がわからないときには旧姓で呼んでいいのか、とか、たまたま結婚後の姓を知っていて、その姓で呼ぶと、実は離婚して旧姓に戻っておられたりして気まずいとかもあるんじゃないでしょうか（笑）。

北村：今回は、現代日本社会が直面している「大きな問題」を取り上げるのですね。わかりました、炎上覚悟でお付き合いします（笑）。まず、結婚した女性が入籍後に行う手続きは大変です。専業

- 1 内閣府男女共同参画局「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」。URL：<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>
- 2 1998年、台湾の『民法』第1000条の修正により、「夫婦は、それぞれ自己の姓を保持する。但し、書面による合意により、自己の姓に配偶者の姓を冠して称することができ、これを戸籍機関に届け出なければならない」となっています。つまり、台湾において、原則的には夫婦別姓で、例外的に戸籍管理機関（戸政事務所）に書面で登記した場合に、配偶者（夫妻を問わずに）の姓を冠することができるということです。実は、台湾社会では、1970年代の女性運動の盛り上がりの中で、夫婦別姓が普通のこととなっています。なお、冠夫姓とは、配偶者の姓をそのまま自分の姓にかぶせて称することです。例えば、林さんは李の姓を冠する時、「李林」という苗字に名乗ります。また、諸葛さんは、欧陽の姓を冠する場合、「欧陽諸葛」になります。
- 3 中央通訊社、2023/12/27、「頼清徳妻子首現身拍影片 呉玟如：相信他可以保護台灣」、<https://www.cna.com.tw/news/aip/202312270278.aspx>。（2025年6月30日閲覧）

主婦にならない限り、役所や銀行などで手続きをするために休暇をとらないといけません。そして、論文執筆で言えば、女性研究者は結婚前と後で別人扱いになってしまうこともあります。これも訂正が大変です。同窓会の話は、私も経験があります。40代のときに同窓会がたまたま2回あったのですが、結婚、離婚、再婚を繰り返した女性に毎回違う姓で呼んでしまって、お互い苦笑しました。男性は4回も結婚をした人でも姓は全く変わっていなかったのに（笑）。

東アジアの儒教文化圏では夫婦別姓が普通ですが、日本だけは夫婦同姓ですよ。日本では、これを「日本の伝統」と考える人たちも一定程度おられますし、夫婦別姓になると夫婦関係が崩壊して家族がバラバラになると懸念されるとお考えの方もおられます。そして、そのようにお考えの方がある年齢以上の年輩の方に多いのも事実ですし、そういう方が現在の自由民主党の支持者に多いのも事実です。

陳：「それは、家父長主義的システムの遺産ではありませんか」と言いたいですが、よく考えると、明治以前の日本国民は、公家や武士や一部の特権的な人々を除くと、姓がなかったのですよね。夫婦同姓って、本当に日本の古き良き伝統的な制度なのですか。

北村：おっしゃりたいことはよくわかります。徳川時代を正確に言えば、ほとんどの人たちが姓を公式な場面で名乗ることは許されていませんでしたので、姓がないと思われていますが、実は墓石を見ると故人の姓が彫られていることがあります。というのも、みんなファーストネームだけでは区別がつかないので、もともと武士階級だった農民では姓を墓石に刻んでいる場合が少なくありません。屋号なんかを姓の代わりに用いている例もありました。

ただ、公式文書には、人口の8割を占めているといわれた農民たちには姓はありません。武士は1割程度だったと言われていますが、これに公家や神主たちを合わせた人たちの家のみが姓を堂々と公式な場面で使っているわけです。ちなみに、

天皇家になると姓はありません。これは謎です。

陳：そう言えば、日本では「北村家」と墓石に彫られているお墓に、もしかして別の名字の人の遺骨は入れられませんか。

北村：そうですね、原則的にないです。もし入れる場合は「北村家・笠嶋家」となるのではないかと思います。霊園でそういうお墓を見たことがあります。宗派が違ったらどうなるのかはわかりません。北村家が曹洞宗、笠嶋家が浄土真宗ですので、一緒の墓というのも少し奇異な感じもします。墓石の色を半分で変えるというわけにもいきませんし。もし私がカトリック、妻が日蓮宗ならそもそも絶望的です。というようにお墓にはいろいろな前提がありますが、最近では樹木葬やいろいろな形態があるので、夫婦別姓よりも先に多様な埋葬形態が実現しています。樹木葬などにはあまり厳格なルールはないと思います。

陳：そうですか。ところで、私が日本に留学していた時、日本社会では1980年代に「寿退社」という暗黙のルールがあったと聞き、とても驚きました。いまはわかりませんが、当時の日本の女性にとって、「結婚イコール永久就職」と言っておられましたよね。女性が結婚して男性の新しい家庭に入社するための区切りとして「夫婦同姓」が定着していたのではありませんか。

北村：あとで見ますが、実際には1980年代以降、徐々にではありますが、女性の権利向上は進んでいきます。が、法制度が整備されても意識はいきなり変わるものではありません。結婚して男性と同じ姓になることをむしろ理想としている女性が多かったのも事実です。姓を変える手続きが面倒くさいというのが現在の調査では結婚の障害と回答する人も少なくありませんが、私が結婚した1990年代半ばでも男性が女性の姓を名乗ると「奥さんの実家に養子に入ったのか」と言われることが多かったです。1993年に発売された『部屋とYシャツと私』というヒット曲は、結婚する直前の女性が男性に対して「お願いがあるのよ、あなたの苗字になる私、大事に思うならば、ちゃんと聞いてほしい」という歌詞で始まります。結婚は

男性の姓（歌詞でいう「苗字」）になることだという前提なんですよ。僕の同級生の女性でのに弁護士として活躍する人が、この夫婦同姓を前提とした歌詞に憤慨して新聞に投書して大論争になりました。その意味では、意識が変わり始める時期だったという言い方もできますね。

日台での男女平等の模索

陳：夫婦同姓は、やはり女性の社会進出の抑制とコインの裏表の関係だったのではないですか。多くの国では、役所や企業で働く女性の昇進がなかなか進まないことを「ガラスの天井（glass ceiling）」という比喩を用いて議論していましたが、日本では、そもそも職場の女性は、意図的に企画立案や重要な仕事から外されていて、そもそも昇進のルールにも乗っていなかったのではないかと思います。つまり、最初から、天井にぶつかることすらなかったのではないかと思います。この点はいかがですか。

北村：あまり大きな声で反論はできないですね（苦笑）。とはいえ、ただただ現状を追認していたわけではありません。日本社会は、変化はします。ただ、そのスピードは本当に遅いのです。ただし、バックラッシュのようなことも起きないのが特徴です。

日本はすでに1980年代に国連の「女性差別撤廃条約（CEDAW）」を締結し、「男女雇用機会均等法」の制定を皮切りに、女性の地位の向上を目指す施策が次々に打ち出されています。また、1999年には「男女共同参画社会基本法」の成立や、2001年の内閣府の設置の際には男女共同参画局が設置されています。同局は『男女共同参画白書』を毎年刊行しています。少しずつですが、日本社会は変化しています。が、夫婦同姓は実現していないのも事実です。

陳：台湾は、残念ながらいまは国連加盟国ではありませんので、「女性差別撤廃条約（CEDAW）」に署名することができませんが、条約の精神に則って国内法を整備しています。日本より遅れて、

2011年によく台湾でも「消除對婦女一切形式歧視公約施行法」を制定し、同時に、官民共同作業によって「性別平等政策綱領」を策定しました。それをきっかけとして、行政院の臨時機関であった「婦女權益促進委員会」（1997年設立）が拡大して、直属の常設の諮問機関として「性別平等会」（合議体に相当）、その事務を支える「性別平等処」（事務局に相当）が設置されています。同機関によって年に一度、『性別平等年報』が編集されています。女性権利の向上に関しては、台湾でも日本と同様に、政治の領域では社会よりも動きがやや鈍いと言えるでしょう。

北村：政治の世界の話をすると、東アジアの民主国家において、韓国、台湾、そして少し地域を広げて考えるとフィリピンでも、女性の国家元首が選出されたことがありますね。ただし、台湾の蔡英文氏だけは政治家一族の出身あるいは政治家の妻というわけではありませんね。

日本は、ジェンダーギャップ指標（GGI）でいえば経済分野などでは改善しているのですが、政治分野では相変わらず地を這う勢いのランキングです。政治分野では2024年の順位は113位であったのに、2025年には125位まで滑り落ちています。

陳：蔡前総統の父親は、自動車整備士の出身で起業によって莫大な富を蓄えたとされますが、政治では「素人」でした。彼女自身は研究者から政治の世界に入っていくわけです。

日本の話が出ましたが、確かに、日本ではまだ女性の総理は誕生していませんけれども、現時点の日本において最多得票を誇る政治家である東京都知事は女性ですね。この事実は、日本のフェミニズムのイメージをある程度改善する効果をもたらすのではありませんか。

北村：確かに、日本で女性の政治家は、数はそれほど増えているわけではありませんが、存在感のある政治家が増えてきていると思います。地方政治の世界では知事や市町村長に女性が当選する例も少しずつ増えていますし、違和感も特になくと思います。ただ、女性政治家全員の悩みは、政治

活動に専念することが求められ、出産、育児、家事に従事することに抵抗感を持つ方もまだおられるということでしょう。宴席や政治的な活動に参加することも難しいでしょうし、そこで有権者によるセクシュアル・ハラスメントなどの被害も指摘されています。服装も、地味で保守的な服装でないと女性有権者の評判が落ちるという話も聞いたことがあります。

女性天皇の可能性

陳：ここで、外国人として、一つの「タブー」について聞いてみたいですが、日本では女性が天皇として即位するためには、憲法改正が必要だと聞いたことがあります。しかし、日本国憲法には、天皇は男性でないとダメだという条文を見つけることはできません。あくまで「たとえば」の話ですが、もし女性皇族が天皇に即位するには直接的にはどこを変えればいいのでしょうか。

北村：日本国憲法には天皇の性別規定はありません。仰々しい名前の法律ですが、「皇室典範」を国会で変えれば女性天皇はいつでも実現します。皇室典範の第1条に「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とありますので、この「男子」の部分を変えればいいだけです。ただ、仮に女性の即位を認めるとしても女系まで認めるのかということは大きな問題となっています。そもそも女性の天皇即位を認めるのかということが最大の問題なのですけど。

陳：というと、女性天皇の実現については、憲法問題ではなく、法律の問題ということですね。でも、男系や女系はさておき、歴史上、日本には女性皇族が天皇に即位したことがあります。それこそ伝統を尊重すべきではありませんか。

北村：いや、そんな単純な議論でもないんです。男系、女系の議論はもちろんありますが、仮に「皇統に属する男系の女子」とした場合、いくつか検討すべき課題もあります。代表的な議論としては、もともと一般国民よりも人権が制約されている皇室とはいえ、女性天皇の結婚を認めるのかどうか、

認めたとしても子供の扱いはどうするのか、などの問題があります。いろいろな自由や権利を皇族は制限されている中で、さらに必ず独身でいることを法的に要求することは酷です。そして、天皇に女子のあと男子が生まれた場合、継承順位をどうするのかという問題もあります。この問題については、ヨーロッパ各国の王室でも対処法は異なっています。

単純に歴史を振りかざすと徳川時代に女性天皇が在位されたこともありますので微妙ですが、まだまだ検討すべき課題が多いというのも事実です。問題は、政治がこうした話題から目を背けて議論を行っていないこと、責任ある決定を行う気概がないということかもしれません。タブー視していたら話は何も進みませんし、下手をすると皇統が断絶するなんていう「誰も望まない未来」が生じかねません。

陳：「もしも」の話ですが、入婿しない限り、女性天皇が結婚して夫の姓に変えたら、大変なことになりますね。そして、女性天皇は結婚禁止というのも非現実的にも思えます。

大都市圏に向かう若い女性

陳：「いとやんごとなき世界」のお話から、我々の世界の話に戻りましょう。台湾では女性が総統になったことがあると声高らかに話をしましたが、実際には、依然として、女性が社会的に不利な立場に置かれているのではないかと常に思っています。男性優位は、まだ台湾社会の至るところに存在しており、完全なジェンダー平等はまだまだ遠い彼方にあると思います。

北村：それはどのようなところでお感じになるのですか。

陳：たとえば、地方創生における若年層のUターン促進（地元回帰）に関する課題では、女性は就業機会や生活環境等の面で不利な立場に置かれていることが多く、その結果として、流出した女性たちは都市部に留まる傾向が強く、地元への帰還を選択しないと指摘されています。若年男性のみ

のUターンでは、地方消滅の危機を食い止めることは困難ではないかと思います。

北村：実は、女性が大都市圏に流出して地方に戻ってこないという話は日本でも同じようなことが指摘されています。まず地方には多種多様な職種があるわけではありません。製造業やそれに付随した事務が多く、女性が自己実現を満たすと考える職種が少ないと言われています。大都市圏からさらに東京圏への流出も多いですね。もちろん、西日本や中部圏の農山漁村から大阪市や名古屋市への流入も多いですが、肝心の大阪市や名古屋市からは20代の女性の多くが東京23区に流出してしまい、戻ってきてはいません。

地方ではまだまだ古い男尊女卑的な習慣が残っていることもあり、そうした習慣に嫌気がさして

若い人が都市に出ていってしまいます。すると、ますますその習慣を信奉する人たちの割合が地方で高まってしまいます。そうするとますます若い女性にとって地方は魅力のない場所になってしまうという悪循環に陥ってしまいます。来客へのお茶くみは女性のみ、結婚あるいは出産して一人前の女性と見なす風潮、そして宴席でのお酌は女性の仕事などなど私にも信じられない文化が息づいている地域もまだまだ少なくありません。

台湾では「まだまだジェンダー平等への道のりは遠い」ということですが、それでも女性の政治参加は盛んなように思われます。政治の世界への女性の社会進出の話に移していきましょう。

[つづく]